

| 骨子案(H25.6.18)               | 意見<br>(A. 条例に関するもの)  | 事務局対応(案)  | 条文素案(H25.10.30)<br>〔下線は変更部分〕   |
|-----------------------------|--|---|--|
| 前文                          |  |   | (前文)   |
| (条文案の作成段階で、委員等の意見を参考に作成する。) | <p>中小企業は経済を牽引する力であり、社会の主役であるという、中小企業を主人公、主体者とした位置付けにしてほしい。</p> <p>中小企業は支援されるものではなく、自主的・自立的な存在として位置付けられるべき。</p> <p>中小企業の存在意義や基本理念を高く掲げてほしい。</p> <p>(H24中小企業振興審議会の意見再掲)<br/>主人公である中小企業がどのように変わっていくのか意識改革の問題</p> <p>(H24中小企業振興審議会の意見再掲)<br/>今後も変わらないであろう地方分権の流れの中で、地域は、権限や財源だけではなく、知恵を蓄えていくことが重要。地域が中央の都合に左右されるのではなく、ヨーロッパにおいては中小企業が強く、ブランドを作っているように、頭脳や開発能力を持った中小企業がクラスターを作り、網で水をすくうようではなく、水が漏れないような構造にするのが理想であり、条例がその契機になれば意味があると考えている。</p> <p>(H24中小企業振興審議会の意見再掲)<br/>企業の活用しやすさの確保にも留意する必要がある。</p> <p>(H24中小企業振興審議会の意見再掲)<br/>条例という形でやるならば、それなりの品格を持ったものにしてもらいたい、例えば、「〇〇の支援をします」といった交付要綱的なものではなく、もっと大きなどっしりした考え方で。</p> | <p>「前文」に反映<br/>・「長野県の発展の原動力は、進取の気性に富み、企業家精神に溢れる中小企業である」</p> <p>第3条に反映<br/>・「本県の中小企業は、経済の牽引役として地域経済を担い」</p> <p>「前文」に反映<br/>・「長野県の発展の原動力は、進取の気性に富み、企業家精神に溢れる中小企業である」<br/>・「この発展を支えたのは、時代の変化をいち早く察知し、旺盛な企業家精神をもって果敢に挑戦する中小企業であった。独自の技術を生み出し、絶えず競争力を高め、本県経済の発展に貢献してきた」</p> <p>第3条に反映<br/>・「中小企業は… 自立的・主体的な事業活動等を通じて」</p> <p>「前文」に反映<br/>・「長野県の発展の原動力は、進取の気性に富み、企業家精神に溢れる中小企業である」<br/>・「この発展を支えたのは、時代の変化をいち早く察知し、旺盛な企業家精神をもって果敢に挑戦する中小企業であった。独自の技術を生み出し、絶えず競争力を高め、本県経済の発展に貢献してきた」<br/>・「本県の中小企業は、基幹となる製造業をはじめ、… 観光業、… 商業・サービス業、… 建設業、その他の様々な産業が、それぞれの分野で、重要な役割を果たしてきている」</p> <p>第3条に反映<br/>・「本県の中小企業は、… 地域経済を担い、… 地域社会の持続的な発展に貢献する重要な存在」</p> <p>「前文」や第3条に反映<br/>(意識改革に資するため、上述のように中小企業の主体性や重要性を強調)</p> <p>・第6条第2項に反映済み。</p> <p>特に条例全体の理念を示す「前文」において、読みやすい平易な表現とするよう努めた。</p> <p>「前文」に反映するよう努めた。</p> | <p>長野県の発展の原動力は、進取の気性に富み、企業家精神に溢れる中小企業である。<br/>本県は、美しく豊かな自然環境や、先人の努力の賜である健康長寿に恵まれ、古より教育を大切にす風土や、勤勉な県民性など、様々な強みを有している。<br/>その中であって、本県の基幹産業は、明治期の製糸工業から、戦前・戦後期には精密機械工業へ、その後、情報通信機器や電子部品などの加工組立型産業、さらに現在は自動車産業の電装化分野への展開へと、巧みに構造転換を遂げつつ大きく発展してきた。<br/>この発展を支えたのは、時代の変化をいち早く察知し、旺盛な企業家精神をもって果敢に挑戦する中小企業であり、独自の技術を生み出し、絶えず競争力を高め、本県経済の発展に貢献してきた。<br/>本県の中小企業は、基幹となる製造業をはじめ、豊かな観光資源を活かした観光業、地域の暮らしに密着した商業・サービス業、地域に根ざし地域を守る建設業、その他の様々な産業が、それぞれの分野で、重要な役割を果たしてきている。<br/>そして、優れた製品やサービスを提供し、地元の雇用を生み出し、地域経済を支え、地域の人々の暮らしと伝統文化を守ってきている。<br/>今、大きな社会経済情勢の変化の中で、本県の中小企業は、これまで培ってきた独自の技術をもとに、進取の気性を発揮して、新たな成長分野へ切り込んでいくことが求められている。さらに、付加価値の高い産業の構築に向け、果敢に挑戦していくことが期待されている。<br/>このような困難な時代にあっても、本県には、脈々と受け継がれる企業家精神と、それを支える地域の力があるため、常に時代の変化に柔軟に対応し、果敢に挑戦していくことができる。<br/>今こそ、県はもちろん、中小企業に関係するすべての団体・機関、そして県民が互いに手を取り合い、中小企業の挑戦を応援していくことが必要とされているのである。<br/>中小企業の挑戦の軌跡や成功の物語は、未来を担う子供たちに、夢や生きる指針を与えるに違いない。<br/>そして、中小企業のさらなる発展の先には、若者から高齢者まで、女性も男性も、全ての県民が一人ひとりの能力を発揮し、働き続けることができる社会や、様々な創意工夫と取組の中から、地域社会の課題解決を目的としたソーシャルビジネスや、NPO等多様な主体との協働など、新しい社会貢献の形も生まれてくることを期待できる。<br/>ここに、明日への希望を持ち、中小企業のさらなる発展をめざして、中小企業のための条例を制定する。</p> |

| 骨子案(H25.6.18)   | 意見<br>(A. 条例に関するもの)  | 事務局対応(案)  | 条文素案(H25.10.30)<br>〔下線は変更部分〕   |
|---|--|---|--|
|   | (H24中小企業振興審議会の意見再掲)<br>目的をもう少し具体的に書いてもらった方が、よりわかりやすく、イメージが湧くように思う。   | 「前文」の後段に反映<br>(目的である中小企業の発展のための取組と、その結果としての社会のイメージ等をいくつか例示)   |  |
|   | (H24中小企業振興審議会の意見再掲)<br>中小企業が主体でその果たす役割は大きい、中小企業のための条例だという一文を盛り込んでいただければと思う。中小企業が果たす役割や県の責務も条文に盛り込んで、「どっしりとした」ものとなるように目的を表現していただければと思う。 | 「前文」に反映<br>・上述のように中小企業の主体性や重要性を協調<br>・「県はもちろん、中小企業に関係するすべての団体・機関、そして県民が互いに手を取り合い、中小企業の挑戦を応援していくことが必要とされている」<br>・「中小企業のための条例を制定する」 |  |
|   | (H24中小企業振興審議会の意見再掲)<br>中小企業に関わる様々な関係団体、関係者や県などの役割も当然この条例では定めるといふことで、本県でも目的として記載をお願いしたい。  | 「前文」に反映<br>・「県はもちろん、中小企業に関係するすべての団体・機関、そして県民が互いに手を取り合い、中小企業の挑戦を応援していくことが必要とされている」   |  |
| <b>1 目的</b>   |  |   | <b>(目的)</b>  |
| 中小企業の振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興を総合的に図り、地域経済の活性化及び地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。  | 中小企業を持つ社会的意義をより明確にしてほしい(地域経済のみならず地域の歴史、風土、文化を担う最重要存在)  | 「前文」に反映<br>・「中小企業は、…それぞれの分野で、重要な役割を果たしてきている。…地域の人々の暮らしと伝統文化を守ってきている」  | <u>第1条</u> この条例は、中小企業の振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興を総合的に図り、地域経済の活性化及び地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。  |
| <b>2 定義</b>   |  |   | <b>(定義)</b>  |
| ○「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる者であって、県内に事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有するものをいう。                             |  |   | <u>第2条</u> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。<br>(1) 中小企業者<br>中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる者であって、県内に事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有するものをいう。  |
| ○「小規模企業者」とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、県内に事務所等を有するものをいう。  |  |   | (2) 小規模企業者<br>中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、県内に事務所等を有するものをいう。   |
| ○「中小企業支援団体」とは、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、経営者協会、中小企業振興センター、長野県テクノ財団その他の中小企業の支援を行う団体で、県内に事務所を有するものをいう。                     | 民間の中小企業団体(支援団体以外のもの)も重要な役割を担っているため、「その他の中小企業に関する団体(以下「中小企業団体」という。))」、または項目を増やして「中小企業団体」と定義してほしい。主な団体の名称も明記を。                           | 前段は第2条第3号に反映<br><br>団体の名称は、原則として法定団体及び公的機関並びにそれらに準ずるものについて総合的に勘案して規定  | <u>(3) 中小企業団体等</u><br><u>長野県経営者協会、長野県中小企業団体中央会、長野県商工会議所連合会、県内各商工会議所、長野県商工会連合会、県内各商工会、商店街振興組合及びその他の中小企業に関する団体(以下、「商工団体等」という。))並びに長野県中小企業振興センター、長野県テクノ財団及びその他の中小企業に関する機関で、県内に事務所を有するものをいう。</u> |
|   | 中小企業の商店街への参加を促進する取組がこの条例に含まれるのなら、「中小企業支援団体等」の中に、地元の商店街などの文言も入れてほしい。  | 第2条第3号に反映   |  |
| ○「大企業者」とは、中小企業者以外の事業者(金融機関等を除く。)で、県内に事務所等を有するものをいう。   |  |   | (4) 大企業者<br>中小企業者以外の事業者(金融機関等を除く。)で、県内に事務所等を有するものをいう。  |
| ○「教育機関等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、特別支援学校(幼稚部を除く。)、大学及び高等専門学校その他職業に必要な能力を育成することを目的とする機関並びに研究機関をいう。 | 「中等教育学校」を「高等学校」の後に追加した方がよい。  | 第2条第5号に反映   | (5) 教育機関等<br>学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、 <u>中等教育学校</u> 、特別支援学校(幼稚部を除く。)、大学及び高等専門学校その他職業に必要な能力を育成することを目的とする機関並びに研究機関をいう。  |
| ○「金融機関等」とは、銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行う者で、県内に本店又は支店を有するもの及び長野県信用保証協会をいう。  |  |   | (6) 金融機関等<br>銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行う者で、県内に本店又は支店を有するもの及び長野県信用保証協会をいう。   |

| 骨子案(H25.6.18)  | 意見<br>(A. 条例に関するもの)  | 事務局対応(案)  | 条文素案(H25.10.30)<br>〔下線は変更部分〕  |
|--|--|---|---|
| ○「労働団体」とは、労働組合その他主に労働者が参加している団体をいう。  |  |   | (7) 労働団体<br>労働組合その他主に労働者が参加している団体をいう。   |
|  | ナショナルチェーンを定義で規定してほしい。  | 他の条文との均衡上「定義」では規定せず、第8条第2項に反映   |   |
|  | 中小企業基本法の定義だけでなく、地域性を踏まえた長野県独自の定義も加えてほしい(創業年数、事業売上規模、雇用者数、事業内容など)         | 基本条例という性質上、理念や方向性を示すこととし、具体的な内容は規定しない。<br>(創業年数等、個別具体的な態様への対応は、施策の実施において検討)   |   |
| <b>3 基本理念</b>  |  |   | <b>(基本理念)</b>   |
| 本県の中小企業は、地域経済を担い、事業活動等を通じて地域社会の持続的な発展に貢献する重要な存在である。このことを踏まえ、中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。 | 中小企業は経済を牽引する力であり、社会の主役であるという、中小企業を主人公、主体者とした位置付けにほしい。                    | 「前文」及び第3条に反映  | 第3条 本県の中小企業は、経済の牽引役として地域経済を担い、 <u>自立的・主体的な事業活動等</u> を通じて地域社会の持続的な発展に貢献する重要な存在である <u>ことにかんがみ</u> 、中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。 |
|  | 中小企業は支援されるものではなく、自主的・自立的な存在として位置付けられるべき。                                 | 同上  |   |
| ○ 中小企業者の経営の向上及び改善に対する自主的な取組が促進される。   |  |   | (1) 中小企業者の経営の向上及び改善に対する自主的な取組が促進される。  |
| ○ 本県の高度な技術集積や多様で特色ある地域資源を活用し、次世代産業の創出や県の特徴を活かした付加価値の高い産業づくりが推進される。                               |  |   | (2) 本県の高度な技術集積や多様で特色ある地域資源を活用し、次世代産業の創出や県の特徴を活かした付加価値の高い産業づくりが推進される。  |
| ○ 本県において多数を占める小規模企業者について、その経営規模及び経営形態等に配慮して推進される。  | 中小企業基本法の改正を考慮に入れてほしい。特に小規模企業。  | 小規模企業に係る改正部分を第3条第3号に反映  | (3) 本県において多数を占める小規模企業者の経営規模及び経営形態等に配慮して <u>施策が推進され</u> 、 <u>小規模企業者の活力が最大限に発揮される</u> 。   |
|  | 国の「小規模企業活性化法」制定の動きを、条例も取り込んでほしい(創業者育成など)。                                | 同上  |   |
| ○ 多様な雇用の機会を確保するとともに、中小企業を担う人材の育成及び確保が図られる。   | 中小企業の育児制度などを一緒に考えるしくみを条例に盛り込み、女性や高齢者、障害者が継続して働ける方向を示してほしい。               | 「前文」に反映(方向性を示した)<br>・「若者から高齢者まで、女性も男性も、全ての県民が一人ひとりの能力を発揮し、働き続けることができる社会…も生まれてくる」  | (4) <u>年齢や性別に関わらず多様な雇用の機会が確保される</u> とともに、中小企業を担う人材の育成及び確保が図られる。   |
|  | 「多様な雇用の機会」について、具体的にどのようなものが想定されるのかわかりづらい。                                | 基本条例という性質上、理念や方向性を示すこととし、具体的な内容は規定しない。<br>「多様な雇用の機会」とは、様々な主体(女性(子育て・介護との両立等も含む)、高齢者、障害者等)が個々の意欲や能力に応じて、自分に合った勤務形態(正規・パートの別や就業時間等)での就業機会を得られるような状況を想定している。 |   |
| ○ 県、国、市町村、中小企業者、中小企業支援団体、大企業者、教育機関、研究機関、金融機関等、労働団体及び県民が相互に連携し、協働して推進される。                         |  |   | (5) 県、国、市町村、中小企業者、中小企業支援団体、大企業者、教育機関、研究機関、金融機関等、労働団体及び県民が相互に連携し、協働して推進される。  |
|  | 「小規模協働プロジェクト組織の支援」を基本理念に加えてほしい(小さな社会課題の解決が事業機会となり、創業機会の創出、雇用の増加にもつながるので) | 「前文」に反映<br>・「NPO等多様な主体との協働など、新しい社会貢献の形も生まれてくるのが期待できる」<br><br>小規模企業者に該当する場合、第22条も参照  |   |
| <b>4 関係者の役割等</b>   |  |   | <b>(関係者の役割等)</b>  |
| ○ 中小企業及びその関係者は、相互に連携及び協力し、中小企業の事業の発展ひいては地域社会の持続的な発展に寄与するように努めるものとする。                             |  |   | 第4条 中小企業及びその関係者は、相互に連携及び協力し、中小企業の事業の発展ひいては地域社会の持続的な発展に寄与するように努めるものとする。  |

| 骨子案(H25.6.18)  | 意見<br>(A. 条例に関するもの)  | 事務局対応(案)   | 条文素案(H25.10.30)<br>〔下線は変更部分〕  |
|--|--|--|---|
| ○ 中小企業及びその関係者は、その事業活動において原材料、物品及びサービス等を調達する場合、地域経済の持続的な発展のために、できるだけ県内産のものを調達することが望ましい。                 | 最後の部分「望ましい。」は、4(8)県民と同じく「努めるものとする。」に変更してほしい。   | 第4条第2項に反映  | 2 中小企業及びその関係者は、その事業活動において原材料、物品及びサービス等を調達する場合、 <u>地域内の経済循環を創出し地域経済が持続的に発展するために、できるだけ県内産のものを調達するよう努めるものとする。</u>  |
| <b>(1) 県の責務</b>  |  |  |   |
| ○ 県は、前条に規定する基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、実施するものとする。   |  |  | <b>(県の責務)</b><br>第5条 県は、前条に規定する基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、実施するものとする。   |
| <b>(2) 中小企業者の取組</b>  |  |  |   |
| ○ 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の向上を図るよう努めるものとする。                                      | 自主、自立の取り組み努力を基本とし、事業継続、事業発展、事業体質強化の努力も含めてほしい。  | 第6条第1項に一部反映<br>(事業継続等の取組を示すため「安定」という文言を追加)   | <b>(中小企業者の取組)</b><br>第6条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の安定及び向上に努めるものとする。  |
| ○ 中小企業者は、自らの特長を知り、相互にあるいは関係機関と連携し、開発能力や経営能力を高め、新分野への進出又は新産業を創出するよう努めるものとする。                            |  |  | 2 中小企業者は、自らの特長を知り、相互にあるいは関係機関と連携し、開発能力や経営能力を高め、新分野への進出又は新産業を創出するよう努めるものとする。   |
| ○ 中小企業者は、雇用機会の確保、雇用環境の整備及び人材の育成に努めるものとする。  | 中小企業の育児制度などを一緒に考えるしくみを条例に盛り込み、女性や高齢者、障害者が継続して働ける方向を示してほしい。   | 「前文」に反映(方向性を示した)<br>・「若者から高齢者まで、女性も男性も、全ての県民が一人ひとりの能力を発揮し、働き続けることができる社会…も生まれてくる」   | 3 中小企業者は、雇用機会の確保、雇用環境の整備及び人材の育成に努めるものとする。   |
|  | 子育てや介護に携わる女性が、仕事と両立できるためのケアが入るとよい。   | 同上   |   |
| ○ 中小企業者は、商工団体への積極的な加入を通じて、経営能力の向上及び地域の活性化に寄与するよう努めるものとする。  | 「商工団体への加入」について、中小企業者の取組に「ナショナル・チェーン」の加入をより具体的に表現してほしい。   | 第8条第2項に反映  | 4 中小企業者は、商工団体等への積極的な加入等を通じて、経営能力の向上及び地域の活性化に寄与するよう努めるものとする。   |
|  | 「経済・商工団体等と密接に連携し、」程度の表現としてはどうか。  | 基本的には骨子案の考え方を踏まえつつ、加入以外の方法も広く含めるため「加入等」とする。  |   |
| ○ 中小企業の従事者は、経営者とともに中小企業の重要性を理解し、自ら従事する中小企業の発展を通じて地域の活性化に寄与するよう努めるものとする。                                |  | 第11条の変更(従事者→労働者)に伴う変更  | 5 中小企業の労働者は、経営者とともに中小企業の重要性を理解し、自ら従事する中小企業の発展を通じて地域の活性化に寄与するよう努めるものとする。   |
| <b>(3) 中小企業支援団体の役割</b>   |  |  |   |
| ○ 中小企業支援団体は、その専門知識及び技術等を活かして、中小企業の新技術・新商品の開発並びに経営の向上及び改善に積極的に取り組むよう努めるものとする。                           | 「団体等が開発及び経営の向上・改善に取り組む…」は、経営主体が企業のため「サポートする言葉」があった方がよい。  | 第7条第1項に反映  | <b>(中小企業団体等の役割)</b><br>第7条 中小企業団体等のうち中小企業の支援を目的とするものは、その専門知識及び技術等を活かして、中小企業が行う新技術・新商品の開発並びに経営の向上及び改善等を積極的に支援するとともに、中小企業者、とりわけ小規模企業者の発展のために、地域の関係機関の連携体制を構築する調整役として、地域の支援力向上に努めるものとする。 |
| ○ 中小企業支援団体は、中小企業者、とりわけ小規模企業者の発展のために必要な、地域の関係機関の連携体制を構築するためのコーディネーターとして、中小企業に対する地域の支援力の向上を図るよう努めるものとする。 |  |  |   |
|  | 民間の中小企業団体(支援団体以外のもの)も重要な役割を担っているので、「その他の中小企業に関する団体(以下「中小企業団体」という。))」、または項目を増やして「中小企業団体」と定義してほしい。主な団体の名称も明記を。 | 中小企業支援団体以外の団体を定義に含めたことに伴う規定の追加   | 2 中小企業団体等のうち前項以外のものは、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて、中小企業者の経営の向上及び改善等に努めるものとする。  |
|  | 「小規模協働プロジェクト組織の支援」を「4(3)中小企業支援団体等の役割」に加えてほしい(小さな社会課題の解決が事業機会となり、創業機会の創出、雇用の増加にもつながるので)                       | 「前文」に反映<br>・「NPO等多様な主体との協働など、新しい社会貢献の形も生まれてくるのが期待できる」<br><br>小規模企業者に該当する場合、第22条も参照 |   |

| 骨子案(H25.6.18)   | 意見<br>(A. 条例に関するもの)  | 事務局対応(案)  | 条文素案(H25.10.30)<br>〔下線は変更部分〕   |
|---|--|---|--|
|   | 具体的な相談窓口、連携機関の創設と継続性も加えてほしい。   | 基本条例という性質上、理念や方向性を示すこととし、具体的な内容は規定しない。<br>(具体的な相談窓口の周知等は施策の実施において検討)  |  |
| <b>(4)大企業者の役割</b>   |  |   |  |
| ○ 大企業者は、その事業活動に当たっては、中小企業者が供給する製品及びサービスの活用等を通じて、中小企業の発展に配慮し協力するよう努めるものとする。  | 大企業と中小企業の相互依存関係が強まっているので、双方向型の表現を工夫してほしい。大企業に対して単に中小企業が資材とか製品・商品を納入するといった一方通行の下請型ではなくて、相互依存関係が強まっている。サプライチェーンなども中小企業がないと成り立たない。「中小企業者が供給する製品及びサービス等の活用を通じて」では大企業と中小企業が上下関係的なものに捉えられがちだが、今はむしろ大企業も中小企業のそういったものがなければ立ち行かないし、逆に中小企業も大企業からいろんな技術や物資を得るなど相互依存関係が強まっている。 | 第8条第1項に反映   | 第8条 大企業者は、製品等の供給の過程等において重要な役割を果たす中小企業との相互依存関係等にかんがみ、その事業活動に当たっては、中小企業者が供給する製品及びサービスの活用や、 <u>中小企業への技術援助等</u> を通じて、中小企業の発展に配慮し協力するよう努めるものとする。              |
| ○ 大企業者は、製造業、商業、サービス業その他の業種を問わず、中小企業及び地域社会に大きな影響力を持つ。このことを踏まえ、大企業者は、事業活動や商工団体への加入を通じて、中小企業の発展と地域の活性化に貢献するよう努めるものとする。 | 「商工団体への加入」について、大企業者の役割に「ナショナル・チェーン」の加入をより具体的に表現してほしい。  | 第8条第2項に反映   | 2 大企業者は、製造業、商業、サービス業その他の業種を問わず、 <u>また本社だけでなく県内の各店舗に至るまで</u> 、中小企業及び地域社会に雇用等を通じて大きな影響力を持つことにかんがみ、大企業者は、事業活動や商工団体等への加入等を通じて、中小企業の発展と地域の活性化に貢献するよう努めるものとする。 |
|   | 「大きな影響力を持つことを踏まえ、事業活動や…」とした方がよい。   | 一部変更(踏まえ→かんがみ)の上、第8条第2項に反映  |  |
|   | 県内中小企業者との取引、パートナーシップ、連携の他、地域事業活動や地元各種団体への加入、地元雇用も明記してほしい。  | 「地元雇用」については第8条第2項に反映(「雇用等を通じて」を追加)。<br>その他については、同じく「商工団体への加入等」とし、取組を包括的に規定(基本条例という性質上、理念や方向性を示すこととどめ、具体的な内容は規定しない)。           |  |
| <b>(5)教育機関等の役割</b>  |  |   |  |
| ○ 大学及び研究機関は、研究開発及び技術支援並びに人材の育成等を通じて、中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。   | 「中小企業の発展に協力する」とあるが、大企業も含めた県内企業全般に対して研究開発、イノベーション支援を大学、研究機関が行うことでそれら生態系が潤い、ひいては中小企業の発展にもつながるという文言を加えてほしい。   | 第9条第1項に反映   | 第9条 大学及び研究機関は、 <u>県内企業全般</u> に対する研究開発及び技術支援並びに人材の育成等を通じて、 <u>県内企業</u> ひいては中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。  |
| ○ 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び高等専門学校等は、児童及び生徒の勤労観及び職業観を醸成する教育活動を通じて人材の育成を図ることにより、中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。                   | 「中等教育学校」を「高等学校」の後に追加した方がよい。  | 第9条第2項に反映   | 2 小学校、中学校、高等学校、 <u>中等教育学校</u> 、特別支援学校及び高等専門学校等は、児童及び生徒の <u>健全な勤労観及び職業観の醸成や実学教育の充実等</u> を通じて人材の育成を図ることにより、中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。                         |
|   | 職業高校が保有する設備、工作機械等の更新を強力に進める「実学教育の充実」という視点を入れてほしい。  | 同上  |  |
|   | 「教育機関の協力」に違和感。小中高生が企業に協力するのではなく、子供達が夢を見られるよう企業が協力するのが筋ではないか。   | 企業と教育機関は相互に影響を与え合う関係と考える。企業から子供達への影響は、「前文」において規定<br>・「中小企業の挑戦の軌跡や成功の物語は、未来を担う子供たちに、夢や生きる指針を与えるに違いない」<br>勤労観や職業観の健全性に配慮する規定を追加 |  |
| <b>(6)金融機関等の役割</b>  |  |   |  |
| ○ 金融機関等は、中小企業の円滑な資金調達及び経営改善等に協力するよう努めるものとする。  | 様々な資金需要について円滑な調達に協力するよう明記してほしい(設備投資、運転資金、雇用者の能力向上、新製品開発、経営改善、M&Aなど)。   | 基本条例という性質上、具体的な内容は規定しない。<br>(制度融資等の施策の実施において具体化)  | 第10条 金融機関等は、中小企業の円滑な資金調達及び経営改善等に協力するよう努めるものとする。  |

| 骨子案(H25.6.18)   | 意見<br>(A. 条例に関するもの)  | 事務局対応(案)  | 条文素案(H25.10.30)<br>〔下線は変更部分〕  |
|---|--|---|---|
| <b>(7)労働団体の役割</b>   |  |   |   |
| ○ 労働団体は、中小企業の従事者の活性化等を通じて、中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。   | 中小企業の「従事者」を「労働者」に変更した方がよい。   | 第11条に反映   | 第11条 労働団体は、中小企業の労働者の働きやすい環境づくり等を通じて、中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。                                       |
|   | 労働団体は、生産性向上など前向きなことにも取り組んで中小企業の発展に協力するというのがよい。   | 「環境づくり等」に包含されると認識。<br>なお、第6条第5項においては、労働者に自ら従事する中小企業の発展への協力を求めている。   |   |
| <b>(8)県民の理解と協力</b>  |  |   |   |
| ○ 県民は、中小企業の振興が地域社会の持続的発展につながることを理解し、県内産の製品の購入、地域の商店の利用等を通じて、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。 | 「地域社会の持続的発展につながる」は、「寄与する」など積極的な意味を持つ語の方がよい。  | 第12条に反映   | 第12条 県民は、中小企業の振興が地域社会の持続的発展に寄与することを理解し、県内産の製品の購入、地域の商店等の利用その他の取組等を通じて、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。     |
|   | 「商店」→「商店等」とした方がよい。民宿などもあるので。   | 同上  |   |
|   | 「県内産の製品の購入、地域の商店の利用等」はここでは不要。<br>(県民の理解と協力のイメージが狭い範囲に限定され製造業と小売業以外の業種に視野が及ばなくなるおそれ。県民の協力の範囲や内容は「3 基本理念」に照らせば多様なもの。新たな項目を起すべき。) | 第12条に一部反映<br>・例示が限定的に解釈されないよう、「その他の取組」を追加<br>・1～2個程度の例示自体は、県民の理解を促す上で必要と考える。<br>・基本条例という性質上、例示のための別項目を起こして個々に列挙することは行わない。   |   |
|   | 「県民は、中小企業の振興が地域社会の持続的発展に寄与することを理解し、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。」としてどうか。(協力する対象を「県が実施する中小企業の振興策」に限る理由が不明)                            | 第12条に一部反映<br>・県が実施する中小企業の振興策への限定を解除   |   |
|   | まず企業の発展のために学校教育や県民教育ありきでは逆。消費者市民社会を形成するために県民と行政はこういう協力をすべきというのがほしい。  | 企業と教育機関や県民(消費者)は相互に影響を与え合う関係と考える。<br>企業から子供達や消費者への影響は、「前文」において規定<br>・「優れた製品やサービスを提供し、地元の雇用を生み出し、地域経済を支え、地域の人々の暮らしと伝統文化を守ってきている」<br>・「中小企業の挑戦の軌跡や成功の物語は、未来を担う子供たちに、夢や生きる指針を与えるに違いない」 |   |
| <b>5 県の施策の基本方針</b>  |  |   |   |
| ○ 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を実施するものとする。   |  |   | 第13条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を実施するものとする。  |
| <b>(1)創業の促進</b>   |  |   |   |
| ○ 県は、創業意欲の向上と創業しやすい環境づくりを推進し中小企業の創業を促進するため、創業意欲の喚起や総合的な相談、技術支援及び制度融資による金融支援その他の必要な施策を講ずるものとする。  |  |   | 第14条 県は、創業意欲の向上と創業しやすい環境づくりを推進し中小企業の創業を促進するため、創業意欲の喚起や総合的な相談、技術支援及び制度融資による金融支援その他の必要な施策を講ずるものとする。 |
| <b>(2)経営革新の促進</b>   |  |   |   |
| ○ 県は、中小企業の経営革新を促進するため、新商品・サービスの開発支援や相談、技術支援並びに融資制度による金融支援その他の必要な施策を講ずるものとする。                    | 企業が事業転換を図ったり、新事業を展開する際の経営支援や技術支援も条例の中に盛り込んでほしい。  | 第15条に反映   | 第15条 県は、中小企業の経営革新の促進や新たな事業の展開を支援するため、新商品・サービスの開発支援や相談、技術支援並びに融資制度による金融支援その他の必要な施策を講ずるものとする。       |

| 骨子案(H25.6.18)   | 意見<br>(A. 条例に関するもの)  | 事務局対応(案)   | 条文素案(H25.10.30)<br>〔下線は変更部分〕  |
|---|--|--|---|
| <b>(3)経営基盤の強化・安定</b>  |  |  |   |
| ○ 県は、中小企業の経営基盤を強化しその安定を図るため、制度融資による資金調達の円滑化及び関係機関による相談業務の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。        | 「中小企業者の受注機会の増大」の項目が軽んじられているのではないかと。他県の条例では「県の責務」或いは「県の基本方針」に位置づけている例がほとんど。 | 第16条第1号に反映   | 第16条 県は、中小企業の経営基盤を強化しその安定を図るため、次に掲げる事項その他の必要な措置を講ずるものとする。<br><u>(1) 中小企業者の受注機会の増大</u>                           |
|   | インフラ整備もやるといふことを経営基盤の強化の中に入れていただくといふ(融資以外の支援も)                              | 第16条第3号に反映   | <u>(2) 制度融資による資金調達の円滑化及び関係機関による相談業務の支援</u>  |
|   | 小水力発電、太陽光発電など中小企業の省エネ対策への支援策を規定すると、時代にマッチしたものになる。                          | 同上   | <u>(3) 中小企業者を取り巻く立地環境及びエネルギー供給構造の変化等に適切に対応するために必要な措置</u>  |
|   | 「公正な取引環境」とか「下請取引の適正化」の規定があった方がよい。  | 第16条第4号に反映   | <u>(4) 下請中小企業者の公正な取引環境の推進</u>   |
| <b>(4)新産業の創出及び次世代産業の集積</b>  |  |  |   |
| ○ 県は、成長期待分野における新たな産業の創出及び次世代産業の集積を促進するため、新技術・新製品の研究開発の支援及び関係企業等の誘致その他の必要な施策を講ずるものとする。 | 新産業の創出は、県の試験研究機関の機材やスタッフを活用して側面的に支援するということを入れると非常に魅力的になる。                  | 第17条に反映  | 第17条 県は、成長期待分野における新たな産業の創出及び次世代産業等の集積を促進するため、 <u>県の試験研究機関等を活用した新技術・新製品の研究開発の支援及び関係企業等の誘致その他の必要な施策を講ずるものとする。</u> |
|   | 必ずしも次世代、新産業ではなく、地域で現在特化している産業をさらにクラスター化するというのはどうか。                         | 同上(次世代産業「等」の集積)  |   |
| <b>(5)国際的視点に立った事業展開の促進及び販路の拡大</b>   |  |  |   |
| ○ 県は、中小企業が国際的視点に立った事業を展開し、また国内外の有望な市場を開拓するため、企業の提案力の強化及び提案機会の拡大の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。 |  | 国内・外の販路拡大支援のバランスの是正  | 第18条 県は、中小企業による国内外の販路の拡大を促進するため、 <u>企業の商談機会の拡大や、中小企業がその事業基盤を国内に維持しつつ取り組む国際的な事業展開の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。</u>      |
| <b>(6)商業、観光業等の地域に根ざした産業の振興</b>  |  |  |   |
| ○ 県は、商業、観光業及び伝統産業等の地域に根ざした産業の振興を図るために必要な施策を講ずるものとする。                                  |  |  | 第19条 県は、商業、観光業及び伝統産業等の地域に根ざした産業の振興を図るために必要な施策を講ずるものとする。   |
| <b>(7)人材の育成</b>   |  |  |   |
| ○ 県は、中小企業を担う人材を育成するため、企業のニーズに合った職業能力の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。                            | 人材の育成において、ハード面についても規定するとよい。  | 第20条に反映  | 第20条 県は、中小企業を担う人材を育成するため、 <u>人材育成機関の施設・設備の充実等に努め、企業のニーズに合った職業能力の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。</u>                       |
| <b>(8)雇用機会の確保及び雇用環境の整備</b>  |  |  |   |
| ○ 県は、中小企業における雇用の確保及び働きやすい職場づくりを推進するため、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。                        | 人材の育成・確保の支援に「女性、高齢者や障がい者を含め働く人々にとって質の高い職場環境を目指す」という視点を盛り込んでほしい。            | 「前文」に反映(方向性を示した)<br>・「若者から高齢者まで、女性も男性も、全ての県民が一人ひとりの能力を発揮し、働き続けることができる社会…も生まれてくる」 | 第21条 県は、中小企業における雇用機会の確保及び働きやすい職場づくりを推進するため、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。   |
|   | 中小企業の育児制度などを一緒に考えるしくみを条例に盛り込み、女性や高齢者、障害者が継続して働ける方向を示してほしい。                 | 同上   |   |
|   | 子育てや介護に携わる女性が、仕事と両立できるためのケアが入るとよい。   | 同上   |   |

| 骨子案(H25.6.18)   | 意見<br>(A. 条例に関するもの)  | 事務局対応(案)   | 条文素案(H25.10.30)<br>〔下線は変更部分〕   |
|---|--|--|--|
|   | 「雇用の確保」をタイトルと同じ「雇用機会の確保」とした方がよい。   | 第21条に反映  |  |
| <b>(9)小規模企業者への配慮</b>  |  |  | <b>(小規模企業者の事業活動の活性化等)</b>  |
| ○ 県は、中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者に特に配慮するものとする。  | 中小企業基本法の改正を考慮に入れてほしい。特に小規模企業。  | 小規模企業に係る改正部分を第22条に反映   | 第22条 県は、小規模企業者が地域経済の安定や新産業の創出等に重要な役割を果たすことにかんがみ、小規模企業者の自助努力を基本としつつその活力が最大限に発揮されるよう、事業環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。  |
|   | 国の「小規模企業活性化法」制定の動きを、条例も取り込んでほしい(創業者育成など)。  | 同上   | 2 県は、前項の施策の実施に当たっては、小規模企業者の経営資源の確保に特に配慮するものとする。  |
| <b>(10)関係者の連携の促進</b>  |  |  | <b>(関係者の連携の促進)</b>   |
| ○ 県は、中小企業者と関係者との連携が中小企業の経営の安定、技術力の強化、新分野への進出及び新産業の創出等に資することに鑑み、これを促進するために必要な施策を講ずるものとする。                    | 「連携の促進」は中小企業が求めている重要課題なので、1つの項目として具体的内容も含めて明記してほしい。  | 「連携」についてはその重要性から、本項のほか「前文」(互いに手を取り合い)、第3条第5号、第4条第1項など随所で規定している。<br>今回、産学官金連携等を新たに追加した。 | 第23条 県は、中小企業者と関係者との連携が中小企業の経営の安定、技術力の強化、新分野への進出及び新産業の創出等に役立つことから、産学官金連携等を促進するために必要な施策を講ずるものとする。                |
| <b>6 県の施策の効果的な実施のための取組</b>  |  |  | <b>(県の施策の効果的な実施のための取組)</b>   |
| ○ 県は、上記の基本方針に基づき実施する中小企業の振興に関する施策をより効果的なものとするため、次に掲げる事項に取組むものとする。   |  |  | 第24条 県は、上記の基本方針に基づき実施する中小企業の振興に関する施策をより効果的なものとするため、次に掲げる事項に取組むものとする。   |
| <b>(1)中小企業者の事業継続の支援</b>   |  |  | <b>(中小企業者の事業継続の支援)</b>   |
| ○ 県は、中小企業者が災害に対して適切な危機管理を行うことにより、災害発生後も円滑に事業を継続することができるよう、中小企業支援団体等と連携し、事業継続計画の策定の支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 |  |  | 第28条 県は、中小企業者が災害に対して適切な危機管理を行うことにより、災害発生後も円滑に事業を継続することができるよう、中小企業支援団体等と連携し、事業継続計画の策定の支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 |
| <b>(2)中小企業者の後継者育成の支援</b>  |  |  | <b>(中小企業者の後継者育成・確保の支援)</b>   |
| ○ 県は、中小企業者が円滑に事業の継承を行うことができるよう、中小企業支援団体等と連携し、中小企業者の後継者の育成・確保の支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。                      | 後継者不在の企業も多いため、タイトルを「中小企業者の後継者育成・確保の支援」とした方がよい。   | 第27条に反映  | 第27条 県は、中小企業者が円滑に事業の承継を行うことができるよう、中小企業支援団体等と連携し、中小企業者の後継者の育成・確保の支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。                      |
| <b>(3)中小企業者の受注機会の増大</b>   |  |  | <b>(中小企業者の受注機会の増大)</b>   |
| ○ 県は、工事の発注並びに物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行を確保しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。                                   | 「中小企業者の受注機会の増大」の項目が軽んじられているのではないか。他県の条例では「県の責務」或いは「県の基本方針」に位置づけている例がほとんど。  | 第16条第1号に反映   | 第25条 県は、工事の発注並びに物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行を確保しつつ、 <u>県内</u> 中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。                        |
| <b>(4)県産品の優先発注</b>  |  |  | <b>(県産品の優先発注)</b>  |
| ○ 県は、物品の調達に当たっては、予算の適正な執行を確保しつつ、県産品の優先発注に努めるものとする。  |  |  | 第26条 県は、物品の調達に当たっては、予算の適正な執行を確保しつつ、県産品の優先発注に努めるものとする。  |
| <b>(5)立地企業の定着促進</b>   |  |  | <b>(立地企業の定着促進)</b>   |
| ○ 県は、市町村等と連携し、県内に立地した企業の定着を図るため、当該企業と適時適切な情報交換等を行うよう努めるものとする。   | 研究開発などのイノベーション活動全般への支援という形で書き込んだらどうか(中小企業以外の産業システムも視野に入れ、県内に立地した企業に対する支援をもう少し書き込むべき)<br>県庁がコーディネートして、研究開発や企業のイノベーション活動全般を関係者で支援する姿勢があってもよい(大企業の一つの事業部門も経営・事業戦略を県内で中心となることができ、大きく成長することで県内経済ひいては中小企業が発展していくという生態系を考慮に入れられたらよい。) | 第29条に反映<br><br>同上  | 第29条 県は、県内に立地した企業の定着を図るため、市町村やその他の関係機関等と連携し、当該企業の研究開発等の支援や適時適切な情報交換等を行うよう努めるものとする。                             |
| <b>(6)広報等の措置</b>  |  |  | <b>(広報等の措置)</b>  |
| ○ 県は、県民等の中小企業の振興に関する理解及び関心を深めるため、広報、顕彰その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。  |  |  | 第30条 県は、県民等の中小企業の振興に関する理解及び関心を深めるため、広報、顕彰その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。  |



| 骨子案(H25.6.18)   | 意見<br>(A. 条例に関するもの)  | 事務局対応(案)   | 条文素案(H25.10.30)<br>〔下線は変更部分〕   |
|---|--|--|--|
|   |  | 施策の効果的な実施のために追加  | 2 県は、県内中小企業の受注の拡大に資するため、県の内外を問わず、広報、顕彰その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。                                   |
| (7)調査及び研究   |  |  | (調査及び研究)   |
| ○ 県は、中小企業の振興に関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び研究を行うよう努めるものとする。                       |  |  | 第31条 県は、中小企業の振興に関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び研究を行うよう努めるものとする。   |
| (8)中小企業者等の意見の反映   |  |  | (中小企業者等の意見の反映等)  |
| ○ 県は、中小企業の振興に関する施策に、中小企業者及び中小企業に關係する団体等の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるよう努めるものとする。 | 「県の施策に中小企業者がときとして意見を出す」という関係でなく、「系統的に県が中小企業者とともに施策を練り、立案、結果による見直しをすすめる」仕組みが保障されることが大切<br>施策の結果等を検証していく上で、中小企業振興審議会以外の意見も吸い上げ、反映していくという方向性を明確にしてほしい。<br>責任の所在をはっきりさせるために「県知事は…」という文言に替えてほしい。<br>毎年一回、県の主な中小企業振興施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するという考え方が必要 | 基本条例という性質上、理念や方向性を示すこととし、具体的な内容は規定しない。<br>(具体的な仕組みは条例制定後の施策の立案・実施の段階で検討)<br>中小企業振興審議会以外の意見の反映も本条の規定に含まれる。<br>「県」の責任者は県知事であること及び他の条文との均衡上、文言の修正は行わない。<br>第32条に反映<br>(具体的には中小企業振興審議会の活用等を検討) | 第32条 県は、中小企業の振興に関する主な施策の実施状況を公表するとともに、中小企業者及び中小企業に關係する団体等の意見を施策に反映することができるよう適切な措置を講ずるよう努めるものとする。 |
| (9)財政上の措置   |  |  | (財政上の措置)   |
| ○ 県は、中小企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。                          |  |  | 第33条 県は、中小企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。  |
| その他(全般的事項等)   |  |  |  |
|   | 「県の施策の立案や実施に当たって、県の施策が中小企業の経営に及ぼす影響についても配慮するように努める」という文言を入れてほしい。   | 引き続き検討   |  |
|   | 受注機会増、県産品の流通促進、後継者育成、雇用や人材育成、中小企業の意見反映、財政措置や金融問題は中小企業の継続的発展に不可欠。抽象的表現や努力目標に止まらない、地域特性に合わせた具体的で強力な取り組みの明記を。   | 基本条例という性質上、理念や方向性を示すこととし、具体的な内容は規定しない。<br>(施策の立案・実施の段階で具体化を検討)   |  |
|   | 地域企業の育成を考える条例があるといい。   | 本条例は、地域の企業を自立した重要な存在と位置付け、その自助努力を基本としつつ、関係者が連携して中小企業を支援し、育成するという考え方に基づいている。  |  |
|   | せっかく県が条例を作って誘導するならば、これからのエネルギー政策をどうするのかなど骨太のものに。   | 基本条例という性質上、理念や方向性を示すこととし、具体的な内容は規定しない。<br>(施策の立案・実施の段階で具体化を検討)   |  |
|   | 市町村の関与が少し弱いのでは。市町村の役割も入れた方がよい。   | 県市長会及び県町村会と相談の上、引き続き検討したい。   |  |
|   | 「市町村に対し情報の提供、技術的な助言その他必要な措置を講ずるよう努める」との考え方が必要。   | 同上   |  |
|   | 大分県中小企業活性化条例の「中小企業の活用による地域内の経済循環の創出」とそのための施策を本県でも規定してほしい(①中小企業の製品等の情報提供、②地域資源の活用促進、③柔軟な発注方式による受注機会の拡大)   | ・「地域内の経済循環の創出」については第4条第2項に反映<br>・「①製品等の情報提供」については第30条第2項で対応<br>・「②地域資源の活用促進」については第3条第2号で対応<br>・「③受注機会の拡大」については第16条第1号及び第25条に反映   |  |
|   | 社会的な課題を民間の力で解決するソーシャル・ビジネス的な考え方を条例に取り込んでほしい(ソーシャル・ビジネスの受け皿として、地域に最も密着している中小企業を活用すれば地域の振興にもつながる)  | 「前文」に反映<br>・「様々な創意工夫と取組の中から、地域社会の課題解決を目的としたソーシャルビジネスや、…協働など、新しい社会貢献の形も生まれてくることを期待できる」  |  |